

《 付 せ ん 》

日 付	令和5年7月24日(月)
送付先	宮部 龍彦 様
件 名	別紙(公開する資料一覧、公開しない部分及びその理由等)の送付について
内 容	令和5年7月21日付教高第711号「行政文書部分公開決定通知書」と共に送付すべきでありました「別紙」を送付いたします。ご査収の程、よろしくお願いいたします。
担 当	〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番1号 新潟県教育庁高等学校教育課指導第2係 渡辺新太郎 電話：025-280-5612(直通)

公開する資料一覧、公開しない部分及びその理由等

○令和5年2月3日の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との確認会に係る全ての文書

頁	公開・非公開	公開しない部分	新潟県情報公開条例	公開しない理由等
1	一部公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号 [個人に関する情報] ・第7条第6号 [事務又は事業に関する情報] 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15	非公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号 [個人に関する情報] ・第7条第6号 [事務又は事業に関する情報] 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
16				
17				
18				
19	一部公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号 [個人に関する情報] ・第7条第6号 [事務又は事業に関する情報] 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				

頁	公開・非公開	公開しない部分	新潟県情報公開条例	公開しない理由等
38	一部公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号〔個人に関する情報〕 ・第7条第6号〔事務又は事業に関する情報〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
39				
40				
41	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号〔個人に関する情報〕	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
42				
43	公開	-	-	-
44	一部公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号〔個人に関する情報〕 ・第7条第6号〔事務又は事業に関する情報〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
45				
46				
47	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号〔個人に関する情報〕	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
48				
49	一部公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号〔個人に関する情報〕 ・第7条第6号〔事務又は事業に関する情報〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号〔個人に関する情報〕	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
57				
58	一部公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号〔個人に関する情報〕 ・第7条第6号〔事務又は事業に関する情報〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
59				
60				
61	一部公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号〔個人に関する情報〕 ・第7条第6号〔事務又は事業に関する情報〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
62				

頁	公開・非公開	公開しない部分	新潟県情報公開条例	公開しない理由等
---	--------	---------	-----------	----------

○令和2年以降の、部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との会議に係る全ての文書

63	一部公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号 〔個人に関する情報〕 ・第7条第6号 〔事務又は事業に関する情報〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71	公開	-	-	-
72				
73	一部公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号 〔個人に関する情報〕 ・第7条第6号 〔事務又は事業に関する情報〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81	非公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号 〔個人に関する情報〕 ・第7条第6号 〔事務又は事業に関する情報〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
82				
83	一部公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号 〔個人に関する情報〕 ・第7条第6号 〔事務又は事業に関する情報〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
84				
85				
86	一部公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号 〔個人に関する情報〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
87				
88	一部公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号 〔個人に関する情報〕 ・第7条第6号 〔事務又は事業に関する情報〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
89				
90	一部公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号 〔個人に関する情報〕 ・第7条第6号 〔事務又は事業に関する情報〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
91				
92	一部公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号 〔個人に関する情報〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
93				
94	公開	-	-	-
95				
96	一部公開	・マスキングの箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2号 〔個人に関する情報〕 ・第7条第6号 〔事務又は事業に関する情報〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
97				
98				
99				
100				
101				

頁	公開・非公開	公開しない部分	新潟県情報公開条例	公開しない理由等
102	非公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号 [個人に関する情報] ・第7条第6号 [事務又は事業に関する情報]	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
103	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号 [個人に関する情報] ・第7条第6号 [事務又は事業に関する情報]	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110	公開	-	-	-
111	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号 [個人に関する情報] ・第7条第6号 [事務又は事業に関する情報]	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
112				
113				
114				
115				
116				
117	非公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号 [個人に関する情報] ・第7条第6号 [事務又は事業に関する情報]	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
118				
119				
120				
121	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号 [個人に関する情報] ・第7条第6号 [事務又は事業に関する情報]	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
122				
123	公開	-	-	-
124	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号 [個人に関する情報] ・第7条第6号 [事務又は事業に関する情報]	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
125				
126				

頁	公開・非公開	公開しない部分	新潟県情報公開条例	公開しない理由等
127	公開	-	-	-
128	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号 [個人に関する情報] ・第7条第6号 [事務又は事業に関する情報]	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
129	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第6号 [事務又は事業に関する情報]	・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの。
130	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号 [個人に関する情報] ・第7条第6号 [事務又は事業に関する情報]	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
131	非公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号 [個人に関する情報] ・第7条第6号 [事務又は事業に関する情報]	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
132				
133				
134	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号 [個人に関する情報] ・第7条第6号 [事務又は事業に関する情報]	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
135				
136	公開	-	-	-
137	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号 [個人に関する情報] ・第7条第6号 [事務又は事業に関する情報]	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
138				
139				
140				
141				
142				
143	非公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号 [個人に関する情報] ・第7条第6号 [事務又は事業に関する情報]	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。